

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月27日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡市東区馬出三丁目1番1号
氏 名 九州大学病院長 中村 雅史(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 092-642-5077

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	九州大学病院
事業場の所在地	福岡市東区馬出三丁目1番1号
事業の種類	医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	760.069 t	全処理委託量	760.069 t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

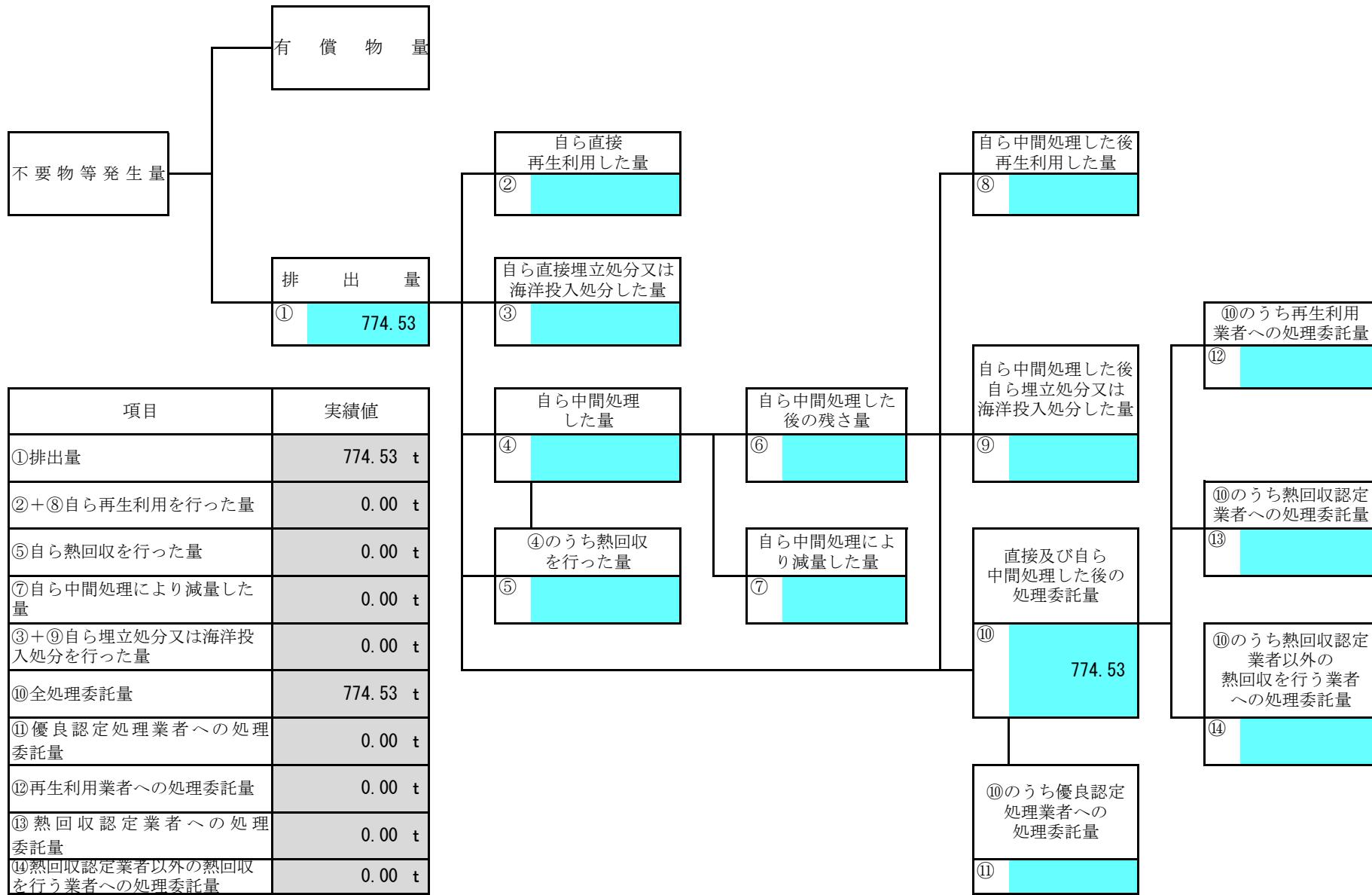
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 748.44 t 前年度 775.58 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	

※事務処理欄

(日本工業規格 A列4番)

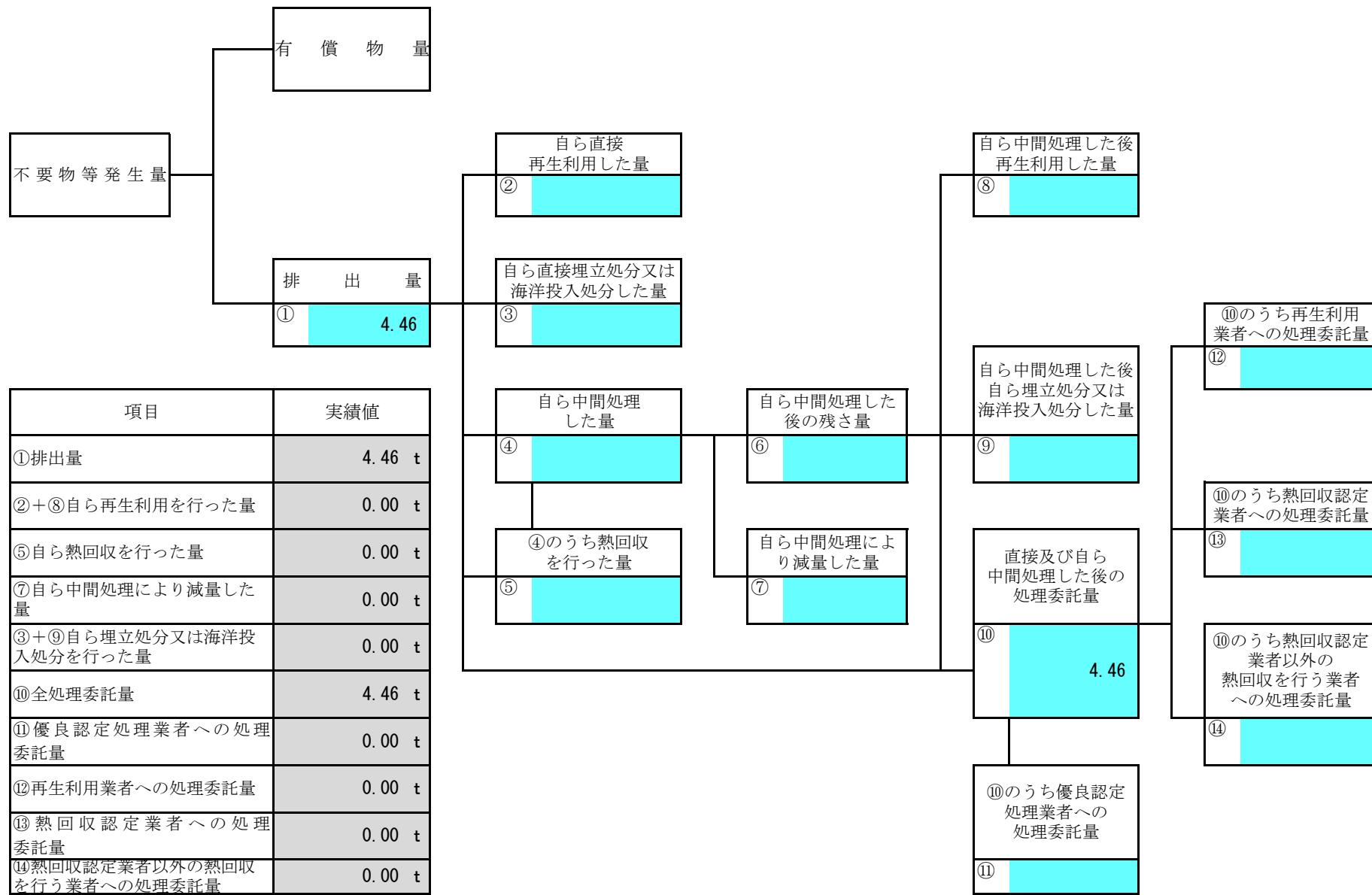
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 : 感染性廃棄物)



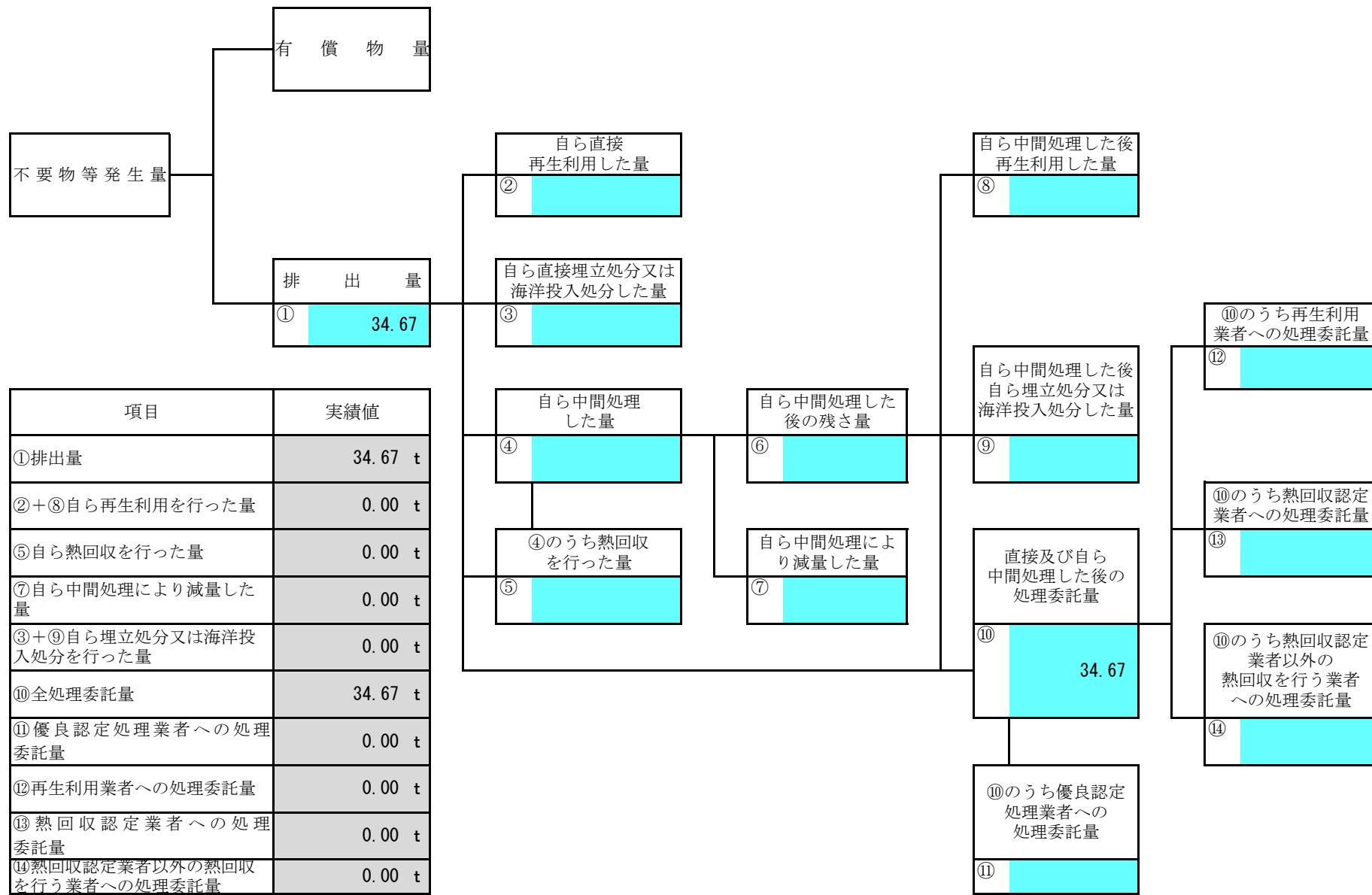
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 廃油(有害))



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 : PCB汚染物)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 日

福岡市長 高島 宗一郎 殿

提出者

住 所 福岡市東区馬出三丁目1番1号

氏 名 九州大学病院長 中村 雅史

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 092-642-5077

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	九州大学病院
事業場の所在地	福岡市東区馬出三丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	1, 252床(令和6年4月現在)
③従業員数	常勤2, 128人 非常勤869人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別途図1参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排出量	t	t
①現状 (これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排出量	t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物を減量するため、産業廃棄物に一般廃棄物が混入しないよう、各部署における廃棄物の分別を徹底する。また、令和6年度の排出目標を原則前年度排出量比2%削減とする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 九州大学病院廃棄物処理フローチャート（別添図2）を周知し、全職員に廃棄物の分別を徹底させている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：感染性廃棄物・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥 九州大学病院廃棄物処理フローチャート（別添図2）を周知するとともに、発生した特別管理産業廃棄物は、施錠可能な倉庫に保管することとする（別添図3-1）。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
九州大学病院廃棄物処理フローチャート（別添図2）を周知し、全職員に廃棄物の分別を徹底させている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	令和6年度の処理委託量目標を原則前年度委託量の2%減とする。		
※事務処理欄	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	778.99	t
(今後実施する予定の取組等)			
引き続き紙マニフェストから電子マニフェストへの移行をすすめていく。			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書（第2面～第5面）別紙

単位: トン (t)

特別管理産業廃棄物の現状について

【 感染性廃棄物 (性状: プラスチック容器または専用ポリ袋) 】

(発 生)

各診療科及び
臨床研究棟にて
診療、検査、実験時
発生

(保 管)

感染性廃棄物
倉庫

(運 搬)

運 搬

(処 分)

焼却・埋立処分

【 廉油 (性状: ポリ容器) 】

(発 生)

各診療科及び
臨床研究棟にて
診療、検査、実験時
発生

(保 管)

各診療科
臨床研究棟

(運 搬)

運 搬

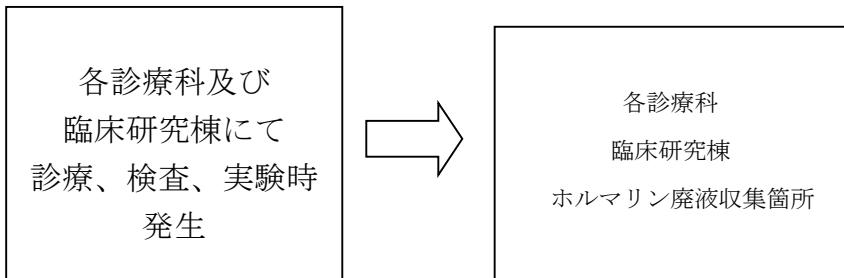
(処 分)

焼却・埋立処分

【 廃酸及び廃アルカリ (性状: ポリ容器) 】

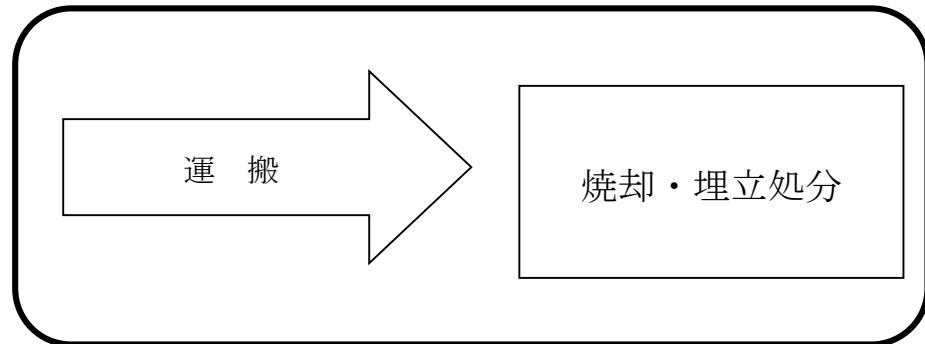
(発 生)

(保 管)



(運 搬)

(処 分)



※  : 委託処理の範囲

九州大学病院廃棄物処理フローチャート

廃棄物の種類		廃棄容器			
医療廃棄物	感染性廃棄物	①鋭利なもの 注射針、翼状針、採血針、縫合針、穿刺針、輸液セット、輸血セット、メス、クリッパー刃等		プラスチック容器	  
		②血液、体液等が付着した不燃物 注射器、ガラス、アンプル、バイアル、採血管、採血ホルダー、試験管、カテーテル、シャーレー等		透明ポリ袋	
	③血液、体液等が付着したもしくは可能性がある可燃物 ガーゼ、綿花類、紙おむつ、包帯、手袋、エプロン、ガウン、マスク、注入用注射器、アルコール綿、消毒用綿棒、検体カップ、尿道留置カテーテル、採尿バッグ、吸引カテーテル等	④組織片等		透明ポリ袋	
		⑤血液、体液等が付着していない不燃物 輸液バッグ、ポリアンプル、薬品用プラスチック容器		透明ポリ袋	
非感染性廃棄物	⑥ガラス等不燃物 薬品瓶			透明ポリ袋	
					※蓋無でも可

一般廃棄物	⑦血液、体液等が付着していない可燃物 紙くず(医療材料の包装紙等を含む)、空容器(ハンドソープ、手指消毒剤、家庭用洗剤等)	赤色ポリ袋 透明ポリ袋
	⑧一般廃棄物(不燃物) 空缶・ビン・ペットボトル等(飲料用等)	透明ポリ袋 (缶・瓶・ペットボトル類に分別)

⑨古紙 ダンボール・雑誌・新聞紙、不要となった資料、シュレッダーごみ等	透明ポリ袋
--	-------

【注意事項】

- ①エプロン、ガウン、ディスポシーツ、紙おむつはできるだけ小さく丸めて廃棄すること。
- ②大量に血液が付着している場合は黄色バイオハザードマークのプラスチック容器へ廃棄すること。
- ③注射器は患者使用の有無に関わらず、黄色バイオハザードマークのプラスチック容器へ廃棄すること。
- ④橙色バイオハザードマークの廃棄物は、橙色バイオハザードマーク付透明ポリ袋で:外側、専用透明ポリ袋:内側の二重袋で回収すること。
- ⑤歯科から出る石膏(歯形)は、一般廃棄物(不燃物)へ廃棄すること。
- ⑥歯科から出る印象体は、橙色バイオハザードマーク付透明ポリ袋へ廃棄すること。

※この廃棄物処理フローチャートは2018年3月の廃棄物処理法に基づいています。

2019年3月改訂

九州大学病院配置図

(別添図 3-1)

